

「放送法施行規則の一部を改正する省令案等」に対する意見募集において 提出された御意見及び御意見に対する考え方

1 意見募集期間

平成26年2月15日から同年3月17日まで

2 意見提出者（合計7者）（五十音順）

朝日放送（株）、（株）中国放送、（一社）日本民間放送連盟、（株）毎日放送、（株）南日本放送、横浜エフエム放送（株）、個人（1者）

3 提出された意見と総務省の考え方

別添のとおり。

(別添)

番号	御意見（提出者）	御意見に対する考え方
1	<ul style="list-style-type: none">・ 災害時における生命・財産の確保に必要な情報を提供するために、当社においても放送設備の災害対策強化を推進しておりますが、今回の改正案は、「放送ネットワーク災害促進税制（平成26年度創設予定）」を考慮した上で、民放ラジオ事業者の災害対策を支援するものだと理解しており賛同評価します。・ 今後とも行政においては、ラジオのみならずテレビなど他メディアの災害対策の取り組みについても支援されるよう、要望します。 【朝日放送株式会社】	いただいた御意見については、今後の放送行政を推進する上での参考意見として承ります。
2	弊社はこれまで災害放送の確実な実施に資する対策を促進するために、国として国庫の補助、税制面での後押しを要望してきたことから、今回の放送法施行規則の一部を改正する省令案を歓迎いたします。 【株式会社中国放送】	同上
3	<ul style="list-style-type: none">・ 改正案は、平成26年度税制改正において創設予定の「放送ネットワーク災害対策促進税制」を念頭に置き、民放ラジオ事業者の放送ネットワークの災害対策を支援する趣旨の措置だと認識しており、おおむね妥当なものと考えます。・ 対象設備の確認に際しては、民放ラジオ事業者の設備整備計画を最大限尊重するとともに、申請・変更手続を簡略化されるよう、要望します。・ なお、災害対策全般について、民放事業者は東日本大震災の教訓を踏まえ、その強化に鋭意取り組んでいるところですが、自社の設備整備計画で何を優先するかを選択は、その地域および個々の民放事業者の実情により、多種多様なものとなります。・ 今後とも行政においては、民放事業者が自らの経営の意思と責任で進める総合的な災害対策の取り組みを支援されるよう、要望します。 【一般社団法人日本民間放送連盟】	同上
4	改正案は、おおむね妥当なものと考えます。	同上

	<p>対象設備の確認に際しては、各民放ラジオ事業者の設備整備計画を最大限尊重すると同時に、簡略な申請・変更手続となるよう、要望します。</p> <p>災害対策について、民放事業者は阪神・淡路大震災や東日本大震災の教訓を踏まえ、将来予測される南海・東南海地震を想定した対策の強化に取り組んでいるところです。各社の設備や所在する地域によって所要の対策は異なり、ゆえに自社の設備整備計画で何を優先するかを選択は多種多様なものとなります。これらの事情に鑑み、弾力的な運用がなされることを要望いたします。</p> <p>災害対策の設備整備には送信や演奏所(スタジオ)設備のように番組送出に直結するものから、安定した取材・情報収集に関わる設備、根本となる電源、通信・連絡系の維持まで幅広い分野におよびます。今回の改正にとどまらず、今後も民放事業者が進める総合的な災害対策の取り組みに対して、税制面の配慮など、支援がなされることを要望します。</p> <p>【株式会社毎日放送】</p>	
5	<p>制度案では、確認の対象を「地震防災対策特別措置法第十四条の規定に基づき、都道府県若しくは市町村が津波により浸水する範囲として特定した地域又は津波防災地域づくりに関する法律第八条第一項の規定に基づき都道府県知事が設定した津波浸水想定地域内に立地する設備」と定めている。</p> <p>鹿児島県においては、災害対策基本法に基づく鹿児島県地域防災計画が策定され、このなかで津波による被害想定が公表されている。これに対し、鹿児島県並びに関係する市町村においては、制度案に示された地震防災対策特別措置法および津波防災地域づくりに関する法律に基づいた浸水範囲の特定などは未整備な状況にある。</p> <p>このような地域においても、制度の趣旨が十分に活かされるよう、地域防災計画等に示された想定地域についても確認対象となるような制度整備を求める。</p> <p>【株式会社南日本放送】</p>	同上
6	<p>この度の法令案は国民の安全安心を確保するという趣旨に則ったものであり、賛成いたします。</p> <p>なお、移転先については災害時のリスク回避のため、内閣府等が公開しているハザードマップに基づき、被災時に安定的、継続的な放送が行えるよう最大限に配慮した位置にすべきと考えます。</p>	同上

	【横浜エフエム放送株式会社】	
7	<p>設備面の基準とは無関係なのですが、防災の見地という趣旨は同じと思い、僭越ながら。</p> <p>2/14～2/16に首都圏を襲った記録的大雪では、基幹放送事業者が大雪の報道をほとんど行わず、ソチ冬季五輪中継ばかり放映していました。このことと、当日に首都圏はじめ各地で1000台以上の自動車が立往生し20名以上の死者が出たことは無縁ではないでしょう。かかる基幹放送事業者の行為は放送法第108条に抵触する疑いすらあります。同条は努力規定ですが、甲府市で従来の観測記録に並ぶ50cmの積雪(自動車のタイヤが半分埋まる深さ)に達した時点で大雪の旨と道路交通に重大な支障が生じている旨を報道すべきであり、それを怠った基幹放送事業者各位には不作為の責任が問われて然るべきでしょう。</p> <p>貴省におかれては、ハード(設備)の基準設定も結構ですが、のみならずソフト(適時の報道)でも適正な防災の見地から放送行政を執行されることを願って止みません。少なくとも、今般の大雪情報不報道については、貴省をして何らかのアクションをとるべきと考えます。</p> <p>【個人】</p>	<p>いただいた御意見については、本意見募集の内容とは直接関係ありませんが、今後の放送行政を推進する上での参考意見として承ります。</p>